

## 第27回（平成30年度第2回）熊谷市入札適正化委員会

1 開催日時 平成31年2月12日（火曜日）午後2時開会

2 開催場所 熊谷市役所議会棟 第1委員会室

### 3 会議の内容

(1) 開 会

(2) あいさつ

(3) 議 事

ア 入札及び契約手続の運用状況に関する報告

イ 抽出事案に関する審議

<市長部局>

建設工事

- ・ 一般競争入札 3件／対象案件 37件
- ・ 指名競争入札 1件／対象案件 51件
- ・ 随意契約 1件／対象案件 7件

業務委託

- ・ 指名競争入札 1件／対象案件 5件

<水道部>

建設工事

- ・ 一般競争入札 1件／対象案件 8件
- ・ 指名競争入札 2件／対象案件 12件

業務委託

- ・ 随意契約 0件／対象案件 1件

ウ 次回抽出委員の指名

エ その他

(4) 閉 会

## 議事の概要

### ア 入札及び契約手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、平成30年9月1日から平成30年12月31日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

#### 【質疑応答】

委員： 今回の対象案件において、特徴的な点はあるか。

事務局： 1年前の同時期と比べ、指名競争入札案件が増加した。

これは、昨年6月に大阪府北部で発生した地震によって小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の小学生が死亡した事故を受け、熊谷市においても、緊急にブロック塀の改修工事を実施することとなったためである。

委員： 改修の時期が、この時期になったのはどのような経緯からか。

事務局： 大阪府での事故発生後、市有施設におけるブロック塀を点検し、緊急に改修すべきと判断された箇所について、改修工事を行った。

その他のブロック塀についても、来年度以降、順次改修工事を行っていく予定である。

委員： 予算は当初から見込まれていたのか。

事務局： 補正予算によるものである。

### イ 抽出事案に関する審議

下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

#### <市長部局>

事案1 第2北大通線接続に伴う交差点改良工事【一般競争入札】

#### 【質疑応答】

委員： 入札参加資格において、技術者に関する要件があるが、直接の雇用関係にない者でもよいか。

事務局： 3か月以上の直接的な雇用関係にある者の配置を求めている。

委員： 入札の公告に際し公開される設計図書の作成は、どの部署で行われるのか。

事務局： 本事案については、建設部道路課において作成され、設計図書の作成は、道路課職員によってなされた。設計の基礎となる数量の計上等を外部へ委託し、得られた成果物を職員が現場の状況に基づいて精査した後、実際の設計作業にあたった。

委員： 作成された設計図書を照査する段階があると思うが、その方法や流れについて説明されたい。

また、その手続きは明文化されているのか。

事務局： 設計図書の内容については、設計者、検算者及び担当係長によって照査されている。手続きについて明文化されているものではないが、設計図書内に照査の決裁欄がある。

委員： 組織としては、どのような体制をとっているか。

事務局： 道路課では、1件の現場に2人の職員を配置する体制をとっている。

また、その職員とは別に総括監督員を配置し、施工を監督することとしている。

委員： 設計図書の確認についての責任者は係長ということか。

事務局： 設計図書が全て調った段階で、執行伺書を起案する。決裁区分は、課長以上の職位が、金額に応じて定められている。

一つひとつの計算まで確認するわけではないが、計上された数量と作成された図

面との間に矛盾がないこと等を確認している。

委員： 今回の入札では、入札参加資格を幅広く設定したものの、実際に参加した業者はわずかであった。応札を敬遠する理由は、何が考えられるか。

事務局： 工事内容は、市が整備している第2北大通線を国道407号線へ接続することに伴い、その交差点の改良、交通信号機の設置等を行うものである。国道407号線の交通量が非常に多く、施工難度が高いことから、応札が敬遠されたのではないかと考えている。

また、同時期に他の幹線道路の整備工事を発注しており、各業者とも技術者の確保が難しかったことも考えられる。

委員： 今回は入札不調に伴う2度目の公告での成立であったが、入札参加対象業者を県内本店142者まで拡大したのは、2度目の公告からか。

事務局： そのとおり。

委員： 1度目の公告では、どのような対象を設定したのか。

事務局： 市内本店及び市内代理については、2度目と同様に@級を対象とした。

県内本店については、@級の中でも資格審査数値1,000点以上という条件を付して公告を行った。2度目は、資格審査数値の条件付けを行わずに、範囲を広めた。

委員： 最終的に応札のあった2者については、1度目の入札においては辞退であったが、2度目では応札が得られた。その要因としては、何が考えられるか。

事務局： 仕上げの舗装工事を、当初の設計においては、昼間に行うことを想定していた。しかし、入札が不調となったことから、2度目の入札では当該部分を夜間工事として設定し、積算及び設計を見直した。

委員： 昼間工事を夜間工事としたことによって、設計金額は増加したか。

事務局： 夜間工事は昼間工事と比べ、人件費が高くなるため、設計金額は増加した。

委員： 1度目の入札で不調となることが決定してから、2度目の入札に付すまでの流れは、どのようなものか。

事務局： 基本的には、1度目も2度目も、入札までの流れは同様である。

1度目の入札の後、不調となった場合には、起工伺が発注課へ差戻される。

発注課では、工期設定や工事内容の再検討を行い、再度起案する。

2度目の入札では、工期の確保が1度目の入札と比べて難しくなることから、契約室においても見積期間の短縮などの措置をとることがある。

## 事案2 市役所通線立体交差維持管理修繕工事【一般競争入札】

### 【質疑応答】

委員： 今回の入札における参加対象業者は、とび・土工工事業のA級、B級及びC級と他の案件と比べて広いにもかかわらず、応札があったのはわずかであった。応札が敬遠される要因などはあるか。

事務局： 本工事の内容は、地下道の手すりを交換する、というものである。

既存のブラケット（手すりの受け部）を再利用することから、手すりは特別注文品であり、かつ、現場で加工する必要があるため、手間がかかることから、応札の少なさに繋がったのではないかと考えている。

委員： 応札者の級区分はどうなっているか。

事務局： 入札に参加した4者については、B級2者、C級2者である。

そのうち、実際に応札のあった2者については、B級及びC級が1者ずつであり、落札者はC級の業者であった。

委員： A級の業者から応札が得られなかったことについて、どのようにとらえているか。

事務局： A級業者は、工事の規模の割に手間がかかるために応札しなかったのではないかと

と考えている。

委員： 決して人気とはいえない工事である一方で、請負代金額は最低制限価格に近く、安価であった。これまでの状況から、人気のない工事では請負率が高い傾向に思われたので、一見すると、矛盾しているようにも思えるが、その点についてはどうか。

事務局： 業者が独自に見積もった金額でも対応可能であると判断した結果であると考えている。

委員： 素人目では不思議に思う結果ともいえる。入札後に、応札額の設定根拠等は調査するのか。

事務局： 事後の金額調査は行っていない。発注課としては、あくまでも入札の結果としてとらえているのみである。

委員： 応札額が最低制限価格と近かった件についてはどうか。

事務局： 本市では、最低制限価格については、その計算式を公開している。

市で見積もった単価と業者側が想定した単価とが近く、また想定した単価での受注が可能であると判断されれば、結果として最低制限価格の近傍において応札がなされることは考えられる。

事務局： 一般的には、入札時に添付される見積金額内訳書の内容から、見積額の妥当性を確認している。

委員： 担当部署において、見積額の妥当性や材料の適正性を確認しているということによいか。

事務局： そのとおり。

委員： 入札後の応札額の妥当性の確認については、ぜひお願いしたい。

### 事案3 市道136号線道路改良工事（2工区）【一般競争入札（総合評価方式）】

#### 【質疑応答】

委員： 技術者の技術能力の評価は、優秀技術者表彰などを受賞した技術者が社内にいればよいのか、それとも、受賞した技術者を実際に配置しなければならないのか。

事務局： 配置予定技術者の技術能力として評価しているため、加点対象とするには実際に配置することが必要である。

委員： 応札者の中には、平成30年度の優秀工事表彰を受賞している者がいるが、加点対象とはならないのか。

事務局： 熊谷市総合評価方式試行ガイドラインにおいて、加点対象となる優秀建設工事表彰は過去3年度分としているため、現年度分は対象外である。

委員： 配置予定技術者の技術能力の項目において、工事成績評定の評価点が0点であるのは、どのような状況を指すか。

事務局： 過去2年度間において、主任技術者等又は現場代理人として従事した熊谷市発注工事の工事成績の平均点が75点未満又は実績がない場合に、0点となる。

今回、当該項目の評価点が0点であった者については、実績がなかったため、評価点がつかなかった。

委員： 企業の社会的貢献度のうち、障害者雇用の項目では、いずれの業者も0点であった。項目として採用すること自体は推奨されるべきものと考えているが、項目に設定することにより、障害者雇用を促進する契機となっているのか。

事務局： 今回の総合評価方式の技術評価点は12.5点が満点であり、障害者雇用の配点は1.0点である。法定雇用率+1%という基準及び12.5点中の1.0点という配点が、業者に対しどれほどのハードルの高さであるかについては、現時点では分からないのが正直なところである。

委員： 今年度上半期に一般競争入札によって発注した第1工区の工事の延長が、今回の

第2工区の工事である。第2工区のみで総合評価方式が採用された理由は何か。

また、第1工区の入札に比べ、応札者が少なかったのは、総合評価方式を採用したことによる影響か。

事務局： 総合評価方式については、それぞれの工事内容、規模等を考慮し、適宜選定している。

また、総合評価方式での発注に際しては、埼玉県総合評価審査小委員会に諮ることとなっており、昨年度までは月に2度開催されていたが、今年度から月に1度の開催となった。これにより、発注時期が当該委員会の開催時期と合致しなかった場合、最大1か月程度の空白期間が生じることになる。本事案は、これらの条件や時期に合致していたため、総合評価方式を採用した。

委員： 市内下請の選定については、どのように確認しているのか。

事務局： 下請負契約を結んだ際には、下請負人通知書を提出させることとなっている。

また、現場監督等を通じて、実際に市内の下請業者を利用しているかについて確認を行っている。

委員： 下請業者に1者でも市内の業者が含まれていればよいのか。

事務局： そのとおり。

委員： 各工事の成績評定は受注者に対し通知がなされるのだろうか、受けた評価に対して不服申立てをする業者はいないか。

事務局： これまでのところ、改善への助言を求められたことはあるが、不服申立てを行った業者はいない。

委員： 総合評価方式の制度としてはよいが、受注の確保及び競争性の確保としては、依然課題があるように思われる。

#### 事案4 熊谷市立江南学校給食センター調理棟屋根改修工事【指名競争入札】

##### 【質疑応答】

委員： 最低制限価格と同額となる要因はあったか。

事務局： 本事案では、設計金額を公開していることから、ある程度の推測ができた可能性はある。

委員： こういった建築工事において最低制限価格と同額での応札は頻繁に起こるものなのか。

また、積算は単純であるか。

事務局： 建築関連工事において、最低制限価格と同額での応札はあまり多くない。

本事案は、工種が少なく積算が単純であったこと、及び工種が少ないがゆえに利益を確保しやすいことから、受注意欲が喚起されたのではないかと考える。

委員： 応札が得られた一方で、辞退者も一定数いるが、その点についてはどうか。

事務局： 今回の工事内容には、一部防水工事や塗装工事を含む。同一の業種の登録業者の中にも、工種によって得手不得手があるため、その点が応札の有無に影響したものと考えている。

委員： 指名業者の選定から工夫の余地があったか。

事務局： 指名選定自体は、今回のように建築一式工事への登録がある業者で問題ない。

#### 事案5 上之熊谷谷郷線街路築造工事（第2工区）【随意契約】

##### 【質疑応答】

委員： 単独工事として起工したのはなぜか。他の工事の一部として発注することは検討したか。

事務局： 本事案の施工箇所については、その西側の道路を市が、東側の道路を埼玉県が施

工した。当時、市の施工分は既に完了しており、県の施工分については施工中であったため、県の工事を受注した業者との随意契約を検討していた。

しかし、当該業者がこれまで熊谷市の工事を受注した経験がないこと等から、契約を断られたという経緯がある。

そこで、工期短縮及び経費節減が可能であることから、近接箇所を施工中であった業者との随意契約としたものである。

委員： 複数の施工箇所を一括で発注することも可能なのか。

事務局： 基本的には、同一路線は一括して発注する方針である。

しかし、街路築造費は路線ごとに予算化されることから、本事案は、近接区域であったものの、別路線であるがゆえに単独工事として発注することとなった。

委員： 今回の執行伺書の決裁権者は誰か。

事務局： 部長である。

委員： 見積合せの流れについて説明されたい。

事務局： 基本的には、競争入札の場合と同様である。

設計図書を提示した後、見積書を徴取し、見積額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する、というものである。

委員： 今回は、1度の見積合せによって決定したのか。

事務局： 1回で決定した。

委員： 随意契約の目的として、経費の節減の話が出た。

競争入札によって価格が下がる場合もあると思うが、本事案については、設計金額の設定段階で、経費を控除しているのか。

事務局： そのとおり。

今回の設計金額は、単独の経費として積算を行った場合の設計金額よりも安価である。

#### 事案6 道路整備事業測量業務委託（三ヶ尻・今井・万吉）【指名競争入札】

##### 【質疑応答】

委員： 設計金額の算定においては、入札価格を想定して行っているのか。

事務局： 入札価格は想定していない。

本事案では、見積金額の大部分が人件費である。単価がある程度定められているものであるため、その中で、各業者が積算したと考えられる。

#### <水道部局>

##### 事案7・・・石原地内配水管改良工事【一般競争入札】

##### 【質疑応答】

委員： 入札参加資格において、管工事業及び土木工事業を対象としている。2種の業種を設定した理由は何か。

事務局： 埋設する配水管の口径が大きいことから、土木工事業を追加したものである。

委員： 土木工事業を追加するか否かは、工事の概要によるか。

事務局： 埋設する管の口径が300mm以上の場合には土木工事業を追加している。

委員： 管工事業と土木工事業の両方に登録のある業者はどれほどか。

事務局： 今回の応札業者の中では、管工事業及び土木工事業の両業種において@級の登録を有する者は1者である。

両業種とも@級という条件では1者だが、格付けの級区分にとらわれなければ、多くの業者が管工事業及び土木工事業の両方に登録している。

そのため、どの業者が受注した場合においても、工事内容に対応することが可能

であると考えられる。

委員：見積期間は設定しうる限りの最短日数か。

事務局：そのとおり。

委員：最低制限価格未満の応札をした業者の中に、直前の入札で落札した業者が含まれているが、受注意欲の有無についてはどのようにとらえているか。

事務局：受注意欲の有無については、業者の経営方針に関わることであるため、不明であるが、応札があったという事実のみに目を向けた場合、受注意欲があったものと思われる。

#### 事案８・・・小江川増圧配水場水質監視装置更新工事【指名競争入札】

##### 【質疑応答】

委員：設計図書において、製品のメーカー名は指定しているのか。

事務局：今回納入する計器は、水質が定められた基準内であるか否かを計るものであり、耐用年数を超過したため、交換することとなった。

国内では、主に６社が製造している。熊谷市内の浄水場では、複数のメーカーの製品が収められていた。これは、合併前の各市町が独自に運用していたためである。

複数のメーカーの製品が混在していることで運転管理に支障が出るため、今回は、旧熊谷市で採用していたことから、横河電子機器株式会社の製品を指定した。

江南、吉岡地区の同様の工事においても、製品の一元管理を効率的に行うため、メーカー指定した上で発注した。

委員：随意契約による発注は検討されたか。

事務局：指定した製品を取扱える業者が複数おり、設置にかかる費用において競争させることができると考え、競争入札を採用した。

#### 事案９・・・佐谷田・平戸地内配水管布設工事【指名競争入札】

##### 【質疑応答】

委員：市長部局の入札では、複数の級を対象としている入札も見られたが、水道部局ではどうか。

また、市長部局と水道部局とで、取扱いについて統一的な方針はあるか。

事務局：入札に付した結果、不調となるなどして再度入札に付す場合には、対象を広げている。

工事内容等によって、不調となることが危惧される場合には、１度目の公告段階で通常より広い範囲を設定する場合もある。

#### ウ 次回抽出委員の指名

次回委員会において抽出事案を選定する委員を指名した。

#### エ その他

委員：受注の確保と競争性の確保を両立させることは、苦労もあるかと思うが、市民や業者が納得する入札・契約制度を引続き追及してほしい。

以上で、閉会となった。